

議案第 32 号

松阪市消防団条例の一部改正について

松阪市消防団条例（平成 17 年松阪市条例第 232 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 17 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市消防団条例の一部を改正する条例

松阪市消防団条例（平成 17 年松阪市条例第 232 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項中「報奨金」を「報償金」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、機能別団員が退職した場合には、支給しないものとする。

第 12 条を第 13 条とし、第 11 条を第 12 条とし、第 10 条を第 11 条とし、第 9 条を第 10 条とする。

第 8 条第 2 項中「第 4 条に規定する禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わるまで若しくはその執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき、又は当該消防団の区域外に転住したとき」を「第 5 条の要件に該当しなくなったとき」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同条第 1 号については、別に定める消防団活動の休止にかかる届出をした者については、この限りではない。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とする。

第 6 条第 1 項の表以外の部分中「団員」の前に「基本」を加え、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 機能別団員には、報酬は支給しないものとする。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とする。

第 4 条中「本市に居住する年齢 18 歳以上であって、禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者に該当しない者とする。」を「次に掲げる要件を満たす者とする。」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 本市に居住し、勤務し、又は在学する年齢 18 歳以上の者

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでのものに該当しない者

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(団員の種類)

第 4 条 団員は、次に掲げる基本団員及び機能別団員とする。

- (1) 基本団員 機能別団員以外の団員
- (2) 機能別団員 市長が定める特定の消防事務に従事する団員

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。